

市・県民税の申告、確定申告のご案内

申告受付のオンライン予約について

スマートフォンなどで右記のQRコードを読み取り、予約希望日の前日までに手続きを完了してください。予約枠には限りがありますので、早めに予約をお願いします。

混雑を避けるために事前予約をおすすめします。

※当日予約は予約を無効とさせていただきますので注意してください。

※市役所西庁舎、イオン鳥羽店での申告のみ予約が可能です。その他地区会場および電話での予約はできません。



オンライン予約

予約受付期間について

●オンライン予約 1月5日(月) 8:30 ~ 3月15日(日) 24:00 (24時間受付可)

●税務課窓口 1月5日(月) ~ 3月13日(金) 平日 9:00~17:00

※税務課窓口では自身のスマートフォンにて操作説明をします。

※スマートフォンをお持ちでないかたはタブレットを貸し出します。

申告会場(市役所西庁舎・イオン鳥羽店)に来場されるかたへ

予約をしていない場合でも申告はできますが、予約したかたが優先となりますのでご了承ください。

駐車場について

市役所西庁舎の駐車場には限りがあります。乗り合わせまたは公共交通機関を利用のうえ、ご来場ください。

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。伊勢税務署または国税庁ホームページにて申告をお願いします。

●土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得

●住宅借入金等特別控除

●修正申告及び更正の請求

●その他、複雑な申告のかた

●青色申告、損失の繰り越し、雑損控除

●消費税

●贈与税

●令和6年分以前の確定申告

●令和7年中に事業を始められたかた

※9ページ「税務署からのお知らせ」をご覧ください。

申告に必要なもの

対象	申告に必要なもの
全員	<ul style="list-style-type: none">●マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しでも可)●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、など) +資格確認書
給与、年金所得	<ul style="list-style-type: none">●給与、年金などの源泉徴収票
事業、漁業 農業、不動産所得	<ul style="list-style-type: none">●収支内訳書
生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none">●生命保険料の控除証明書●地震保険料の控除証明書
医療費控除	<ul style="list-style-type: none">●医療費控除の明細書

対象	申告に必要なもの
社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none">●国民健康保険税納付額通知書 (税務課より1月20日発送予定)●後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ(市民課・健康福祉課より1月27日発送予定)●国民年金保険料控除証明書
寄附金控除	<ul style="list-style-type: none">●寄附金の領収書または受領証明書
障害者控除	<ul style="list-style-type: none">●障害者手帳●障害者控除対象者認定書 <p>※健康福祉課長寿介護係で発行</p>

市・県民税の申告

申告書を送付希望されたかたにのみ、市県民税申告書を送付しています。必ず期限内に申告を済ませてください。

申告書などが送付されなかったかたについても、下記の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。

確定申告

所得税を国に納付する申告制度です。

なお、伊勢税務署内でも受け付けます。くわしくは、9ページの「税務署からのお知らせ」をご覧ください。

申告が必要なかた

令和8年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは申告が必要です。
くわしくは、8ページのフローチャートにて、申告の要否を確認してください。

申告受付日程

受付日	対象地区名	受付時間	会 場
2月 6日(金) ～ 9日(月)	全地区	9:00～11:30 13:00～15:30	鳥羽市役所 西庁舎2階 税務課(完全予約制)
2月10日(火) ～17日(火)	全地区	9:00～11:30 13:00～15:30	イオン鳥羽店 2階 催事スペース(エレベーター横)
2月18日(水)	桃取	10:30～13:00	桃取コミュニティセンター
2月19日(木)	菅島	10:30～14:30	菅島老人憩の家
2月20日(金)	千賀・堅子・国崎 相差・畔蛸	9:30～11:00 12:00～15:30	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設
2月24日(火)	石鏡	9:30～11:30	石鏡公民館
2月25日(水)	浦村	13:30～15:00	本浦公民館
2月26日(木)	答志・和具	10:30～13:30	答志コミュニティアリーナ
2月27日(金)	坂手	10:00～12:00	坂手公民館
2月27日(金) ～16日(月)	神島	9:00～15:00	神島開発総合センター
	全地区	9:00～11:30 13:00～15:30	鳥羽市役所 西庁舎4階 大会議室

※土曜・日曜日、祝日を除く

※各会場には、対象地区に関係なくお越しいただけます。

※収入のないかたや、自分で申告書を作成されたかたについては、閉所日においても市役所西庁舎2階税務課窓口にて受け付けしています。

※税務署職員の申告受付を希望するかたは2月17日(火)にお越しください。ただし、スマートフォンによる受け付けとなりますので注意してください。

医療費控除の明細書および収支内訳書の事前準備について

以下に該当するかたは、申告会場に来場される前に、あらかじめ自宅で作成をお願いします。

●医療費控除を受けるかた → 「医療費控除の明細書」の作成が必要です

※医療機関発行の領収書のみでは医療費控除の適用は受けられません。

医療費控除の明細書の作成が必須です。

※各人別、病院・薬局ごとに集計し、健康保険や生命保険などで補てんした金額は差し引いて作成してください。

●事業・漁業・農業・不動産所得があるかた → 「収支内訳書」の作成が必要です

※各用紙については、国税庁のホームページからダウンロードできるほか、税務課や連絡窓口に設置しています。

◎上記資料について、準備されていない場合は、申告受付をお断りすることがあります。

◎内容によっては、領収書の提示をお願いすることができますので持参してください。

円滑な申告受付を実施するため、みなさんのご理解、ご協力をよろしくお願いします。



税務署からのお知らせ

令和7年分の確定申告をされるかたへ

令和7年分の確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「ご自宅等からのe-Tax申告」をぜひ利用してください。また、ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力するだけで、所得税・消費税・贈与税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書の作成や、e-Taxによる送信ができます。また、事前にマイナポータル連携することでスマートフォンでの申告がさらに便利になります。



作成コーナー

伊勢税務署での申告相談を検討されているかたへ

申告相談を次表の日程で受け付けます。駐車場は台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。

【申告相談日程】(土曜・日曜、祝日を除く)

とき	ところ	予約方法など	注意事項
1月5日(月)～2月9日(月)	伊勢税務署	①オンライン または ②電話	当日分の受付枠はありません
2月10日(火)～13日(金)		①オンライン または ③当日券	③当日分の入場整理券は、伊勢税務署にて午前8時30分から配付します。

オンライン事前予約は、
国税LINE公式アカウントから予約が可能です。



①「国税庁公式LINE
アカウント」
②「伊勢税務署 事前予約電話番号」
TEL 0596-28-3194
(個人課税部門直通)

なお、原則として、自身のスマートフォンとマイナンバーカードを利用して確定申告しますので、申告書作成に必要な書類に加えてスマートフォンとマイナンバーカードを持参してください。

※マイナンバーカードの発行時に設定した次の2種類のパスワードが必要です。パスワードの有効期限などを確認し、パスワードをお忘れの場合は、事前に初期化・再設定をお願いします。

●署名用電子証明書(英数字6～16文字) ●利用者証明用電子証明書(数字4桁)

※マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、e-Tax手続などが利用できません。有効期限が過ぎている場合には、住民票のある市町で更新手続きをしてください。

問い合わせ先 伊勢税務署 個人課税部門 TEL 0596-28-3194

令和8年度(令和7年分) 申告フローチャート

あなたは申告する必要があるでしょうか?
チャートを使って確認してみましょう。

スタート

令和8年1月1日現在、
鳥羽市に住んでいましたか?

鳥羽市には申告不要です。
令和8年1月1日に住んでいた市区町村に相談してください。

はい

令和7年中(2025年中)にどのような収入がありましたか?(非課税所得は⑤へ)

①収入なし ②主に給与 ③主に公的年金 ④主に営業・農業・不動産 ⑤遺族年金・障害年金・失業給付金など(非課税対象)

税法上、市内の親族の扶養になっている

はい D いいえ C

給与収入が2,000万円を超える

はい A いいえ

年金収入が400万円を超える

はい A いいえ

収入が経費と所得税の控除の合計を上回る

はい A いいえ B

④主に営業・農業・不動産 ⑤遺族年金・障害年金・失業給付金など(非課税対象)

はい C

収入が160万円以上である

はい A いいえ

勤務先は1か所のみで年末調整をしている(複数であっても年末調整で合算している場合は「はい」へ)

はい A いいえ

控除の追加がある

はい B いいえ

給与以外の所得がある

はい A いいえ

勤務先から鳥羽市に「給与支払報告書」が提出されている

はい D いいえ B

給与以外の所得が20万円を超える

はい A いいえ B

年金から所得税が天引きされている

はい A いいえ B

次の①②いずれかに該当する
①65歳以上(昭和36年1月1日以前生まれ)で年金収入合計額が148万円以下である
②65歳未満(昭和36年1月2日以後生まれ)で年金収入合計額が98万円以下である

はい

いいえ

控除の追加がある

はい D いいえ

A

所得税の確定申告が必要です

所得税の確定申告をすれば、市・県民税の申告は不要です。
※源泉徴収税額の関係から、控除を追加しても還付にならない場合があります。

B

市・県民税の申告が必要です

ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、伊勢税務署または申告期間中の鳥羽市への確定申告が必要です。

C

市・県民税の申告が必要になる場合があります

所得・税金に関する証明書を取得する場合や国保税の軽減措置などを受ける場合は、市・県民税の申告が必要です。

D

確定申告および市・県民税の申告は不要です

ただし、所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、伊勢税務署または申告期間中の鳥羽市への確定申告が必要です。